

副

第5回黒潮町議会 12月定例会会議録

平成27年12月10日 開会

平成27年12月17日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 12 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
12 月 10 日	木	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・ 委員会付託・委員会
12 月 11 日	金	休 会	委員会
12 月 12 日	土	休 会	休 会
12 月 13 日	日	休 会	休 会
12 月 14 日	月	休 会	委員会
12 月 15 日	火	本会議	一般質問
12 月 16 日	水	本会議	一般質問
12 月 17 日	木	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 60 号

平成 27 年 12 月第 5 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 12 月 2 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

- | | | |
|-----|---|-------------------|
| 1 期 | 日 | 平成 27 年 12 月 10 日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

平成27年12月10日(木曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

9番 宮地葉子

10番 森治史

議事日程第1号

平成27年12月10日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第62号から議案第64号まで
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第53号から議案第61号まで及び65号
(提案理由の説明・質疑・委員会付託・委員会)

●町長から提出された議案

- 議案第 53 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 議案第 54 号 黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 55 号 黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 56 号 黒潮町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について
- 議案第 57 号 黒潮町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 議案第 58 号 黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 59 号 平成 27 年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第 60 号 平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 61 号 平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 62 号 平成 27 年度社会資本整備総合交付金事業黒潮町総合センター耐震補強及び改修工事(建築主体)の請負契約の締結について
- 議案第 63 号 黒潮町防災広場造成工事の請負契約の締結について
- 議案第 64 号 黒潮町防災拠点施設 1 号調整池整備工事の請負契約の締結について
- 議案第 65 号 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

- 陳情第 9 号 貴議会における「森林・林業政策の推進を求める意見書(案)」採択について

議 事 の 経 過

平成27年12月10日

午前9時00分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

ただ今から、平成27年12月第5回黒潮町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

初めに、報告第18号から第20号までが監査委員から提出されました。

議席に配付していますのでご確認願います。

次に、本日までに受理しました陳情書等は、議席に配付しております文書表のとおりです。陳情第8号を総務教育常任委員会に、陳情第9号および要望第10号を産業建設厚生常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告書につきましては議席に、また、町長の行動報告書につきましては全員協議会で配付しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日、平成27年第5回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今議会に提案させていただきます議案につきまして、慎重なご審議と適切にご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

それでは、9月議会定例会以降の主なものにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、黒潮町庁舎建設事業の進捗につきまして報告させていただきます。

現在、新庁舎建設に伴う造成工事に先立ちまして、スケン谷地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設区域内で、用地買収済みの土地におきまして立竹木の伐採工事を幡東森林組合に発注しており、年内には伐採が完了する予定となっております。

一団地内の工事につきましては、去る11月30日に、防災広場造成工事、および1号調整池整備工事の入札を行い、今議会に請負契約の締結について議案を提出させていただいているところであります。

また、新庁舎の設計につきましては、庁舎内検討委員会等におきまして、これまで実施致しましたアンケートの結果、ならびに議会からのご指摘等を参考に基本設計を取りまとめ、現在、実施設計を作成中でございます。

なお、新庁舎建築工事の発注につきましては、平成28年7月ごろを予定しております。

次に、水道系の課の移管につきまして報告させていただきます。

9月議会において、黒潮町行政組織における業務バランスを整え、危機管理体制の充実を図る目的で、まちづくり課から建設課へ水道係を移管する議案のご承認をいただいたところでございます。

つきましては、これまで広報などによる周知作業と併せまして、水道事業者への説明会を経て、1月1日異動によりまして実施することと致しましたので、報告とともにご協力をよろしくお願い致します。

以上、報告とさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番宮地葉子君、10番森治史君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの8日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から8日間に決定しました。

日程第3、議案第62号、平成27年度社会資本整備総合交付金事業黒潮町総合センター耐震補強及び改修工事（建築主体）の請負契約の締結についてから、議案第64号、黒潮町防災拠点施設1号調整池整備工事の請負契約の締結についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、12月議会定例会へ提案させていただきます議案について説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、条例の制定が3件、条例の一部改正が3件、平成27年度補正予算が3件、工事の請負契約の締結が3件、一部事務組合の規約変更が1件の、合計13議案となっております。

そのうち、議案第62号、平成27年度社会資本整備総合交付金事業黒潮町総合センター耐震補強及び改修工事（建築主体）の請負契約の締結についてから、議案第64号、黒潮町防災拠点施設1号調整池整備工事の請負契約の締結についての3議案について説明させていただきます。

まず、議案第62号、平成27年度社会資本整備総合交付金事業黒潮町総合センター耐震補強及び改修工事（建築主体）の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、11月30日に指名競争入札を行い、落札業者が決定を致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、請負契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、平成27年度社会資本整備総合交付金事業黒潮町総合センター耐震補強及び改修工事（建築主体）でございます。

また、契約の方法は指名競争入札で、契約金額が5,508万円、契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町伊与喜38番地2、有限会社西部総建、代表取締役、土居春水でございます。

なお、この入札の指名業者数は町内業者8社でございましたが、2社が辞退致しましたので入札は6社で行いました。

次に、議案第63号、黒潮町防災広場造成工事の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、11月30日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法

第96条第1項第5号の規定により、請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、黒潮町防災広場造成工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額が2億9,700万円、そして契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町入野2584番地、西南総合建設株式会社、代表取締役、中澤正志でございます。

なお、この入札の指名業者数は町内業者7社で行いました。

次に、議案第64号、黒潮町防災拠点施設1号調整池整備工事の請負契約の締結について説明させていただきます。

この工事につきましては、11月30日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、請負契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、黒潮町防災拠点施設1号調整池整備工事でございます。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額が7,560万円、契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町入野1700番地1、酒井建設株式会社、代表取締役、酒井一郎でございます。

なお、この入札の指名業者数は町内業者13社でございましたが、1社が辞退致しましたので、入札は12社で行いました。

以上で、3議案の提案理由の説明を終わりますが、この後、関係課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

おはようございます。

私からは議案第62号の、平成27年度社会資本整備総合交付金事業黒潮町総合センター耐震補強及び改修工事（建築主体）の請負契約の締結について補足説明をさせていただきます。議案書の23ページ、ならびに参考資料の13ページをお開きください。

設計金額ならびに請負対象金額とも5,167万1,000円でございますが、入札の結果、5,100万円で落札を致しました。

請負率につきましては98.70パーセントでございます。また、工期につきましては平成27年12月11日から平成28年3月20日までとなっております。

なお、契約金額につきましては5,508万円にて、有限会社西部総建と契約を締結するものでございます。

続きまして、工事の概要についてご説明を致します。参考資料の14ページから16ページをお開きいただきたいと思います。

この耐震補強工事の主なものにつきましては、1階の枠付き耐震補強ブレースの新設、これが2カ所。そして、鉄筋コンクリートの耐力壁の新設、これが5カ所などとなっております。

この耐震補強工事に伴う改修工事の主なものにつきましては、建物の屋上の防水シートの張り替え、ならびに各部屋のレイアウトの変更による建具、内装等の改修などとなっております。

また、本工事に伴う電気工事と機械工事につきましては分離発注をしていることを申し添えてさせていただきます。

以上、平成27年度社会資本整備総合交付金事業黒潮町総合センター耐震補強及び改修工事（建築主体）の請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

おはようございます。

それでは議案第 63 号の、黒潮町防災広場造成工事の請負契約の締結について補足説明をさせていただきます。議案書の 24 ページ、ならびに参考資料の 17 ページをお開きください。

設計金額ならびに請負対象金額とも 2 億 7,760 万円で、入札の結果、2 億 7,500 万円で落札を致しました。請負率につきましては 99.06 パーセントでございます。

また、工期につきましては、平成 27 年 12 月 11 日から平成 28 年 11 月 30 日までとなっております。

なお、契約金額につきましては 2 億 9,700 万円にて、西南総合建設株式会社と契約を締結するものでございます。

続きまして、工事の概要についてご説明を致します。参考資料の 18 ページ、ならびに 19 ページをお開きください。

当工事は、スケン谷地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設の一つでございまして、防災広場を整備するものでございます。

18 ページの平面図に、今回の施工箇所を黄色で着色しております。主な工種としましては土工工事となり、庁舎エリアの掘削土を防災広場エリアおよび幹線道路へ盛り土をするものでございます。

19 ページの標準断面図についてご説明を致します。

上段が防災広場エリアで、緑色に着色している部分が盛り土となります。また、下段が庁舎エリアで、オレンジ色に着色している部分が礫混じり土、黄色に着色している部分が軟岩 I の掘削土でございます。なお、防災広場の面積につきましては約 1 ヘクタールでございます。

以上、黒潮町防災広場造成工事の請負契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

続きまして、議案第 64 号の黒潮町防災拠点施設 1 号調整池整備工事の請負契約の締結について、補足説明をさせていただきます。議案書の 25 ページ、ならびに参考資料の 20 ページをお開きください。

設計金額ならびに請負対象金額とも 7,015 万 9,000 円で、入札の結果、7,000 万円で落札を致しました。請負率につきましては 99.77 パーセントでございます。

また、工期につきましては、平成 27 年 12 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日までとなっております。

なお、契約金額につきましては、7,560 万円にて酒井建設株式会社と契約を締結するものでございます。

続きまして、工事の概要についてご説明をさせていただきます。参考資料の 21 ページ、ならびに 22 ページをお開きください。

当工事も、スケン谷地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設の一つでございまして、調整池を整備するものでございます。

調整池は、集中豪雨などの局地的な出水により、河川等の流下能力を超過する可能性のある洪水を、河川等に入る前に一時的にためる池でございます。

一団地内の調整池としましては、全体で 3 カ所計画をしており、今回は防災広場エリアを集水区域とした施設となります。

主な工種としましては、L 型擁壁、およびコンクリートブロック積みの施工となります。

なお、調整池の容量としましては 1,581 立米となっております。

以上、黒潮町防災拠点施設 1 号調整池整備工事の請負契約の締結について、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（矢野昭三君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 62 号、平成 27 年度社会資本整備総合交付金事業黒潮町総合センター耐震補強及び改修工事（建築主体）の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 62 号の質疑を終わります。

次に、議案第 63 号、黒潮町防災広場造成工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 63 号の質疑を終わります。

次に、議案第 64 号、黒潮町防災拠点施設 1 号調整池整備工事の請負契約の締結についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 64 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、議案第 62 号、平成 27 年度社会資本整備総合交付金事業黒潮町総合センター耐震補強及び改修工事（建築主体）の請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 62 号の討論を終わります。

次に、議案第 63 号、黒潮町防災広場造成工事の請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 63 号の討論を終わります。

次に、議案第 64 号、黒潮町防災拠点施設 1 号調整池整備工事の請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 64 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、議案第 62 号、平成 27 年度社会資本整備総合交付金事業黒潮町総合センター耐震補強及び改修工事(建築主体)の請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号、黒潮町防災広場造成工事の請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号、黒潮町防災拠点施設 1 号調整池整備工事の請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

これで採決を終わります。

日程第 4、議案第 53 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてから、議案第 61 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてまで、および議案第 65 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、今議会へ提案させていただきます、議案第 53 号、行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてから、議案第 65 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてまでの 13 議案のうち、先ほど議決をいただきました議案第 62 号、議案第 63 号、および議案 64 号を除く 10 議案について説明させていただきます。

まず、議案第 53 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例は、上位法の行政手続における特定の個人を識別する法律、いわゆるマイナンバー法に基づき、個人番号の利用に関する条例を制定するものでございます。

次に、議案第 54 号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例は、過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の施行に伴い、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 55 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正により、今年の 6 月定例議会で議決をいただきました黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 56 号、黒潮町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について、ならびに、議案第 57 号、黒潮町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について説明させていただきます。

この 2 つの条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律の改正により、各委員の定数や選任方法の変更を条例制定するものでございます。

次に、議案第 58 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例は、上位法の地方公務員共済組合法施行令および被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の改正により、条例の法令名称、字句を一部改正するものでございます。

次に、議案第 59 号、平成 27 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 4 億 4,737 万 9,000 円を追加し、歳入歳出総額を 119 億 6,638 万 4,000 円とするものでございます。

この補正予算の主な内容は、ふるさと納税に対応する補正や、合併後、町政 10 周年記念行事に関連する経費、避難道、防災倉庫などの追加補正となっております。

補正予算の事業概要につきましては、2 款総務費、謝礼としての報償費 700 万円など、ふるさと納税寄付金関連予算。また、津波避難対策等加速化交付金の減に伴う積立金 5,390 万 1,000 円の減額。また、町制施行 10 周年記念行事関連経費を計上させていただいております。

6 款農林水産業費では、漁船用エンジンなどの設備をリースする経費に補助する、沿岸漁業者設備投資推進事業 573 万 6,000 円。

9 款消防費では、避難道整備 37 路線 3 億 3,670 万円と、防災倉庫 15 カ所 1,500 万を追加計上。

11 款災害復旧費では、河川災害 3 件分 820 万円などを計上させていただいております。

これらの歳出に対応するための歳入は、14 款国庫支出金、および 15 款県支出金は、それぞれの事業に対す

る補助金を計上させていただきました。

なお、18 款繰入金は、財政調整基金繰入金で収支の調整をさせていただいております。

21 款町債では、各事業の歳出に伴う借入額の補正を行いました。

また、繰越明許費として、防災費の防災拠点建築物耐震事業、および避難タワー、避難道などの緊急防災・減災事業を追加させていただいております。

次に、議案第 60 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、平成 26 年度療養給付費等負担金などの額が確定したことによる返還金を計上したのとなっておりまして。

次に、議案第 61 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、介護保険の制度改正に伴う要支援認定者の訪問介護サービスおよび通所介護サービスを、町が行う介護予防・日常生活支援総合事業に平成 28 年 3 月に移行することと致しましたため、適正な科目からの執行のため、3 月分の執行予定額のみ、予算額の組み替えなどにより執行科目の調整を行うものでございます。

次に、議案第 65 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について説明させていただきます。

この議案は、行政不服審査法の改正に伴い、義務化された第三者機関を幡多広域市町村圏事務組合に設置し、組合の共同処理とすることが決定されましたので、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により構成市町村の協議が必要となり、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めますのでございます。

以上で提案説明を終わりますが、この後、副町長ならびに関係課長等に補足説明をさせますので、よろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

あらためまして、おはようございます。

それでは私の方から、議案第 53 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書は 2 ページでございます。詳細については 3 ページから 6 ページにかけてでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

この議案は、上位法の行政手続における特定の個人を識別する法律、いわゆるマイナンバー法の制定に基づきまして、個人番号の利用に関する条例を制定するものでございます。

3 ページの第 4 条に個人番号の利用範囲を定めてございますので、その事務内容につきましては議案書の 4 ページから 6 ページにかけて、別表第 1、第 2 にそれぞれ掲載してございますので、内容等のご確認をお願いしたいと思います。

以上で、議案第 53 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

それでは、議案第 54 号、議案第 55 号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 54 号の、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。議案書は 7 ページからになります。

改正理由は、過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、平成 12 年、自治省令第 20 号が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されていることから、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 1 ページをお開きください。

第 2 条は課税免除の要件を定めており、その適用期限を定めるものです。

議案書の 8 ページをお開きください。補足を説明致します。

附則では、施行期日を定めたものです。

以上で、議案第 54 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 55 号の補足説明をさせていただきます。

議案第 55 号の、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。議案書は 9 ページからになります。

改正理由は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、平成 27 年総務省令第 85 号が平成 27 年 9 月 30 日に公布され、平成 28 年 1 月 1 日から施行されることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、マイナンバー法という。の改正により、今年の 6 月定例議会で議決いただいた黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明致します。参考資料の 2 ページをお開きください。

第 2 条第 3 号の納付書、第 4 号の納入書には、マイナンバー法による法人番号を記載しないものです。

2 ページから 3 ページをご覧ください。

第 36 条の 2、第 63 条の 2、第 89 条、第 139 条の 3 は、マイナンバー法による法人番号を具体的に規定するものです。

議案書の 10 ページをお開きください。附則をご説明致します。

附則では、施行期日を定めております。

以上で、議案第 54 号、議案第 55 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは議案第 56 号の、黒潮町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についてと、関連していますので、次の議案第 57 号、黒潮町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてと併せて補足説明をさせていただきます。議案書については、11 ページから 14 ページをご覧くださいと思います。

2 つの条例の制定については、根拠法となります、農業委員会法の改定を定めた農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が 8 月 28 日に国会で成立、9 月 4 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

農業委員会に関する主な改正点は、農業委員の選出方法を公選制選挙から市町村長の選任制に変更。また、農地利用最適化推進委員の新設となっております。

それに関連して、議案書 11 ページの議案第 56 号の、黒潮町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についての内容については、12 ページをお開きください。

農業委員会等に関する法律第 8 条により、農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更となり、

議会の同意を得て任命することに改正されました。

それに伴い、附則にもあります、旧条例の黒潮町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例は廃止して、また、議員の定数については条文第1条にありますように、同法律第8条第2項の規定に基づき条例で定めることとなっており、それに基づいて町内の農業者数や農地面積により政令で定める基準に従い、以内の14人としました。

続いて、議案書13ページの議案第57号、黒潮町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、14ページをお開きください。

同じく、農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用最適化推進委員の設置、新設が定められました。それに従い、推進委員の定数については条文第1条にありますように、同法律第18条第2項の規定に基づき条例で定めることとなっており、政令で定める基準以内の7人で定数を制定しました。

なお、新旧の定数の比較については、現農業委員数については選挙での委員15人と、推薦委員6人で、合わせて総数21人です。

また、今回の条例改正案による定数は、農業委員14人と、農地利用最適化推進委員7人で、同じく総数21人となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

続きまして、議案第58号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は19ページ、内容については16ページから19ページにかけてでございます。

この議案は、上位法の地方公務員共済組合施行令等の一部を改正する等の政令、および被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる一元化法が平成24年8月に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されることに伴う改正でございます。

参考資料、新旧対照表では、4ページから10ページにかけて改正部分を傍線で表し、現行と改正後の案を比較してございますので、内容等ご確認をお願いします。

以上で、第58号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第59号、平成27年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明を致します。予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算第3号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ4億4,737万9,000円を追加し、総額をそれぞれ119億6,638万4,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費の追加を、第3条で債務負担行為の追加、そして、第4条で地方債の変更を行っております。

詳細につきましては、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。19ページをお開きください。

主な事業につきましてご説明を致します。

まず、2款1項1目、一般管理費、8節報償費700万円は、ふるさと納税寄付金の謝礼として計上したもので、

5,000円の寄付を2,000件見込んでおります。その半分の2,500円の謝礼と、送料を含めたものを計上してございます。

また、12節役務費、クレジット納付事務手数料20万円、礼状発送手数料20万4,000円、13節委託料140万4,000円につきましても、代行委託料などの、ふるさと納税寄付金関連予算を計上しているところでございます。

次に、2目人事管理費、4節共済費940万円は、臨時職員の増によります社会保険料などの臨時職員負担金の追加となっております。

20ページ。

5目財政管理費、25節積立金5,390万1,000円の減額は、繰り越しなどにより26年度の防災事業の実績が少なくなったため、津波避難対策等加速化交付金が減額となりました。それに伴い、積立金も減額を行うものでございます。

次に、6目企画費では、町制施行10周年記念行事を計上しております。

まず、8節報償費では、町政功労者表彰、ならびに写真提供者、式典司会者への謝礼の経費67万1,000円を計上し、13節委託料では、今昔写真集の作成委託と式典の会場設営委託の100万円を計上してございます。

次に、22ページ。

4項10目、農業委員会委員選挙費につきましては、農業委員会法の改正により、農業委員会の委員の選任方法が公選制から市町村長による任命制に移行したことに伴い、すべてを減額するものでございます。

次に、24ページ。

3款3項2目、児童措置費、19節負担金補助及び交付金6,500万6,000円は、子ども・子育て新制度が27年度から実施されていることに伴い、地域型保育給付を追加計上するものでございます。

次に6款、26ページになりますが。

2項2目、林業振興費、8節報償費361万7,000円は、イノシシなどの有害鳥獣捕獲報償費の増によるものとなっております。

3項2目、水産業振興費、19節負担金補助及び交付金の沿岸漁業者設備投資推進事業573万6,000円は、漁船用エンジンなどの設備をリースする経費に補助するものとなっております。

続きまして28ページ。

9款1項4目、防災費、15節工事請負費3億5,170万円は、避難道整備37路線3億3,670万円と、防災倉庫15カ所1,500万円を追加計上してございます。

また、29ページ。

19節負担金補助及び交付金、防災拠点建築物耐震事業補助金836万2,000円は、ユートピアカントリークラブを防災拠点として耐震補強を行うもので、補助対象限度額の算定見直しが再度行われたことにより、その差額を追加したものでございます。

次に、11款2項1目、公共土木施設現年災害復旧費、15節工事請負費820万円は、河川災害3件分を計上してございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。15ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

ここも、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、13款使用料及び手数料の保育料現年度分5,969万4,000円は、子ども・子育て新制度が27年度から実施されていることに伴い、地域型保育給付を、歳出、歳入両方に追加計上するものとなっております。

14款2項1目、総務費、国庫補助金の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金4,344万4,000円は、地

方創生先行型の上乗せ交付金として交付されるもので、農業振興では庭先集荷事業、また、沿岸漁業振興ではカツオ水揚げ促進事業、そして観光では、T シャツアート展、シーサイドギャラリーなどの経費に活用するものとなっております。

16 ページ。

15 款県支出金の説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

次に、17 ページにかかります 18 款繰入金の財政調整基金繰入金 4,544 万 4,000 円は、収支の調整を行うものでございます。

次に、21 款町債は、説明欄の記載のとおり 3 億 2,970 万円の追加をするものでございます。

次に、9 ページにお戻りをいただきまして、第 2 表繰越明許費補正をご覧ください。

9 款消防費の要安全確認計画記載建築物耐震事業では、防災拠点として耐震補強を行う補助事業者との調整に時間を要したことによりまして、防災拠点建築物耐震事業補助金を 2,831 万 6,000 円、また、緊急誘導路等の避難路の県の指定が遅れたことを受けまして、緊急輸送道路等沿道建築物耐震事業補助金を 2,625 万 1,000 円繰り越すものとなっております。

また、緊急防災・減災事業 16 億 9,025 万円は、避難タワー 6 億 2,000 万円、避難道 7 億 980 万円、防災倉庫 3,500 万円、標識の設置 2 億 4,799 万円、測量設計などの委託料 7,446 万円、補償費 300 万円を繰り越すものとなっております。

次に、10 ページ、第 3 表債務負担行為補正をご覧ください。

現在の戸籍システムの更新に伴いまして、戸籍総合システム・ブックレス機器をですね、今年中に庁舎内に設置するために、来年度行う契約につきまして本年度に債務負担を行うものとなっております。

次に、11 ページ、第 4 表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整しまして、補正前の限度額 32 億 9,438 万 1,000 円を、補正後は 36 億 2,408 万 1,000 円とするもので、その他起債の方法、利率には変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 17 ページの 21 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第 59 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、議案第 60 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。予算書は、この黄色の予算書をお願い致します。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、総額に歳入歳出それぞれ 1,199 万 9,000 円を増額し、歳入歳出それぞれ 26 億 2,200 万 2,000 円とするものです。主な内容は、平成 26 年度療養給付費等負担金などの額が確定したことによる返還金となっております。

それでは詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明を致します。9 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目、後期高齢者支援金の 19 節負担金補助及び交付金の 20 万 5,000 円は、前々年度の支援金精算額が確定したことにより、27 年度支援金額にその誤差を追加して支出しなければならないため増額するものです。

次に、11 款 1 項 5 目、国庫返還金の 23 節償還金利子及び割引料の 1,179 万 4,000 円は、平成 26 年度に概算で交付を受けていました負担金および補助金が確定したことにより精算するための返還金でございます。

次に、歳入について説明を致します。お戻りいただき 8 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目、療養給付費等負担金は 1,199 万 9,000 円につきまして、歳出で補正致します療養給付費、および後期高齢者支援金の負担割合による国庫負担額を見込んだものでございます。

以上で、議案第 60 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは、議案第 61 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。予算書に基づき説明を致します。予算書は、オレンジ色の表紙の予算書となります。

まず、1 ページをお開きください。

今回の補正は、第 1 条のとおり、歳入歳出それぞれ 7 万 2,000 円の増額補正を行い、予算の総額を 17 億 8,106 万 7,000 円とするものです。

介護保険事業につきましては、制度改正により予防給付としてこれまで提供されてきた介護予防訪問介護、および介護予防通所介護のサービスを、平成 29 年 4 月 1 日までに市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行しなければならないこととなっております。

今回の補正案につきましては、本庁ではその総合事業への移行を平成 28 年 3 月に行うこととして取り込むことから、それぞれ科目の調整等を行い、適正な科目により施行するために補正を行うことが主な補正理由となります。

まず、歳出から説明させていただきます。9 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

3 款地域支援事業費の 1 項 2 目、一時予防事業費の 8 節報償費から 14 節使用料及び賃借料までの 21 万円の減額補正につきましては、総合事業に移行する平成 28 年 3 月分の執行予定額のみを、11 ページの 4 項 1 目、一般介護予防事業費に組み替えを行っております。この組み替えにより、総合事業への移行に伴う適正な科目から予算執行をすることとしております。

同様に、9 ページ中段の、3 目総合事業精算金の 19 節の 3 万円の減額につきましては、10 ページ中段の 3 項 1 目、介護予防・生活支援サービス費の 19 節負担金の 2 万 9,000 円と、11 ページ、3 款 5 項、その他諸費の 1 目審査支払手数料の 1,000 円に分けて組み替えを行うことにより、執行目的に沿った適正な科目から執行することとしております。

また、9 ページ下段からの 2 項包括的支援事業・任意事業費の 1 目介護予防ケアマネジメント事業費の 2 節給料から、10 ページ、4 節共済費につきましても同様の理由により、10 ページ、3 項介護予防・生活支援サービス費、2 目介護予防ケアマネジメント事業費に組み替えを行うこととしております。

最後に、10 ページ。

3 項 2 目、介護予防ケアマネジメント事業費の 13 節委託料につきましては、総合事業に移行する 3 月分のみ、要支援認定者のため、ケアマネジメント計画の作成にかかわる事業所への委託料を 7 万 2,000 円増額して計上しております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 8 ページにお戻りください。

7 款繰入金、1 項 2 目、地域支援事業繰入金として、歳出で介護予防サービス計画の委託料を増額したため、一般会計より 7 万 2,000 円の繰り入れをすることとして計上しております。

以上、誠に簡単ではありますが補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、最後に議案第 65 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について、補足説明をさせていただきます。議案書は 26 ページ、27 ページになります。

この議案は、平成 26 年に行政不服審査法関連三法が制定後 50 年ぶりに改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係する手続きについてご提案をするものでございます。

主な内容は、審査庁からの審問に対して、調査や審議、および答申などを行う第三者機関を市町村に新たに設置することが求められていますけれども、地方においては共同設置も認められていますので、このことについて幡多広域市町村圏事務組合の構成市町村で協議した結果、この第三者機関を幡多広域市町村圏事務組合に設置し、組合の共同処理とすることが組合議会で決定されましたので、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により構成市町村の協議が必要となりまして、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

これは、幡多広域市町村圏事務組合の構成市町村が同一の内容で議会の議決を受ける必要が生じているものでございますので、よろしくお願いを致します。

なお、新旧対照表では 11 ページ、12 ページですけれども、組合規約の変更は 12 ページのカッコ 7 に記載してございますので、ご確認をお願い致します。

以上で、議案第 65 号の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 53 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ちょっと教えていただきたいんですが、4 ページの別表第 1、あるいは別表第 2 の所なんですけれども。

ここの所に、表の一番上の所にですね、事務とか機関とか書いておられまして、1、2、3、4、5、6、こう町長ということになってるんですが、町長は機関なのですかね。一つの自治法上、黒潮町そのものは法人になって機関なと思うんですが、町長は、

下の最後の方の教育委員会は、まあ一つの機関だろうと思うんですが、町長そのものは機関ですか。私は、黒潮町を代表する人であると思うんですけども。

その付近をお願いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、藤本議員のご質問にお答えを致します。

条例の第 4 条に、個人番号の利用範囲ということの制定をしてございまして、3 項の方に、町長または教育委員会はという条例を制定してございます。そこで機関の種別を表示させているものと理解しております。

町長部局である行政サービス、そして教育委員会部局である行政サービスということで、この別表を定めて
ございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ここの全条例の方はよく分かるんですけども、そうすると、その機関という名称であればですね、機関およ
び機関を代表する者とかいう形にせんと、町長が機関になってくると思うんですが。

その付近はどうですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

その部分、掌握してございませんので、また調べて後でご報告をさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 53 号の質疑を終わります。

次に、議案第 54 号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はあり
ませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 54 号の質疑を終わります。

次に、議案第 55 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませ
んか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 55 号の質疑を終わります。

次に、議案第 56 号、黒潮町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 56 号の質疑を終わります。

次に、議案第 57 号、黒潮町農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての質疑はありませ
んか。

山崎君。

4 番（山崎正男君）

ちょっとだけ確認ですけど、副町長の説明にもありましたけれど、56 号と 57 号の人数ですが、前回と合
わせて同じ 21 人ということですが。

これはまあ、旧農業委員会の人数と同じであるという考え方でかまんですかね。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

質問にお答え致します。

人数的には同じです。ちょっと業務の内容が、農地利用最適化推進委員さんという役割が増えましたけれども、人数的にはもう同じです。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

それで、農業委員会そのものは旧来と同じような活動を21人でやるという考えになるわけですかね。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

お答えします。

活動そのものは21名で活動をしますけれども、その農業委員さんの14人というのは従来の農業委員さんです。

それで、農地利用最適化推進委員の7名の方というのは、現地でそれぞれブロックごとに担当していただいて、その中で、特にその農地の関係について活動してもらおうというような内容になっております。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

新しくできたというこの農地利用最適化推進委員さんという役割ですけど、単純な考え方もかもしれません、私の方が。耕作放棄的な農地なんかを、新たに就業してこちらにIターンなんかで来た方に、土地をあっせんとかそういうような役割を含めたものであるがでしょうか。それとも、農地利用最適化というのがどのようなことを指すのでしょうか。

今、ものすごく、まあほうぼうで、畑にしろ田んぼにしろ、放棄地が増えてますよね。そういうものを適正にまた生産ができるように取り組んでいく。そのためには、Iターン、Uターンで来た方にその土地を適正的に貸し出しができるようなシステムを構築していくのか。

そうでなければ、この問題がそういうことであれば、また今の移住者問題にもかなりええ面が出てくると思うんですけど、その役割というものがちょっと、農地利用最適化というのがちょっと理解が苦しむんですが。

どのように具体的にやられるかを教えていただきたいんですが。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

ご質問にお答え致します。

今回ですね、農地利用最適化推進委員さんというのが新しく設定されたわけですが、その中で国の狙いとしてはですね、農地利用の最適化ということで議員がおっしゃられてましたけど。その農地について有効に活用するというので、担い手への農地の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規の参入者への農地の

利用の促進というようなことで、耕作放棄地も特になくなるようにですね、有効に農地を使っていただくというようなことで、先ほど言いましたように各地区で活動をしていただく。また、窓口となって、その農地の相談を受けていただくというような業務になります。

それをもって農業委員会に、また定例会に出席していただいて、いろいろとその状況なんかもお話をさせていただくというような業務になっております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の説明で、いわゆるその適正化ということの概要は分かりましたけど。

まあ最終的に、農地を個人のを貸すという、他人に貸すという行為になりますので、そのへんに貸すときに町の行政側も、地権者に対してバックアップする言うたらおかしいですけど、不安などが、貸す側の不安の解消にはやはり行政が何らかの形でかかわっていかなければ、そのよそから来た人とかに貸すことがなかなか難しい部分が出てくると思うんですが。

この適正化委員と農業委員のどこだけですべて事業をこなしていくのか。それにも行政も一定限、後押しをしていくか。

その点をお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

ご質問は農地の貸借の関係のことだと思いますが。

農地のその利用貸借については、今も実施しております利用権の設定というものでそれぞれが契約をして、農地の貸借をしております。ですので、お互いの話ができれば当然利用権の設定は書面ですようになりますし、また、その最適化推進委員さんについては耕作放棄地なり、また農地の利用ができなくなった農家さんから相談があれば、また貸し出しというようなことも農業委員会の中で、今もしてるんですけども協業をして、また耕作者についてもどなたかに作っていただくような作業といいますか業務もしております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

ほか、質疑ございませんか。

小永君。

7 番（小永正裕君）

これまで農業委員会のお仕事というのはほとんどがですね、地目変更に関するものが圧倒的に多かったと思うんですけど、これからもおんなじような状況になるんでしょうか。それとも、ほかの役割がまたできるのか。

教えていただきたい。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

すいません、ちょっとよく聞き取れなかったもので。

業務自体がですね、今までの農業委員会と同じです。

内容的には、先ほども言いましたけれども、国の方が農地をもっと有効利用できるようにというような体制にということで法律でこのように改正されてますけど、業務そのものは変わりません。

議長（矢野昭三君）

ほか、ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 57 号の質疑を終わります。

次に、議案第 58 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

教えてほしいんですけど、これ参考資料を見てもですね、なかなか分かりづらかったんですけど。

結局、金額的なものにはどのような差が出るのでしょうか。分かる範囲で教えていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

宮地議員のご質問にお答えします。

金額の明示はしてございません。率の表の表示が変わっているだけでございます。いわゆる年金が一元化されたことに伴います、表の変更ということでご理解願いたいと思います。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 58 号の質疑を終わります。

次の、議案第 59 号、平成 27 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、歳入の全部の質疑はありませんか。

山崎君。

4 番（山崎正男君）

私、総務ですけど、こんな質問していいか分かりませんが。

この予算書の書式ですが、書式はやっぱり総務でやることで後から言わないかんろうか。参考までに言ってもよろしいですか。

議長（矢野昭三君）

ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

休 憩 10 時 21 分

再 開 10 時 22 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のある方、どうぞ。

(なしの声あり)

それでは、歳入の質疑についてはないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

宮地さん。

9 番 (宮地葉子君)

すいません、21 ページですが、情報化推進費の委託料、電子決算導入等委託と 449 万 8,000 円ありますが。

これの内容ですね、どのようななんか。そして、どこに委託するのか。教えてください。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では、宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

この 21 ページの委託料、電子決算導入の委託料ですけれど。これは平成 25 年から 28 年にかけて、現在、内部の情報のシステムの改修と申しますか改正をしておるところでございます、その分の一部でございます。

補正に挙がったのは、この仕様が少し検討中ございましたので 12 月補正になりましたけれど、内容としては、項目のとおり電子決済を導入するためのことでございますけれど。

内容が 2 つに分かれておまして、一つは、その電子決済のための設計、それから構築、そしてその講習ですね。職員の講習の内容と、それからシステムそのものの導入というふうなものに分かれております。

契約につきましてはこれからでございますので、業者についてはこれからのことになります。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

ほかにございませんか。

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

総務費の所の一般管理費のところですが、12 節の所のクレジット納付事務手数料、20 万組まれておるんですけども。

確か、クレジットの分は 4 月からいうてから前に答弁されちゃったがですけど、これは今回、もうクレジット入ったということで解釈してよろしいんですかね。

それから、月額どれぐらいで手数料取られておるんでしょうか。いつからいつまでの間の金額でしょうか。

それから、13 節の代行委託なんですけども、どこにされておるんでしょう。

今、先ほど質問があった情報化のところですけども、電子決済導入委託という部分ですけども。25 年から 28 年にかけて行う改修の一部ということでしたが、これは支出負担行為はされちゃうんですかね。

それだけお伺いします。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (武政 登君)

それでは、藤本議員のご質問にお答えをします。

予算書 19 ページ、2 款 1 項 1 目の 12 節、まずクレジット納付事務の 20 万についてお答えを致します。

クレジット決済、ヤフー決済は4月からということで、その初期費用を組んでございます。そして、12月からスタートしてございますので、現在のクレジットはGMOと契約を結ぶことになってございます。

期間は、12月から3月までの4カ月の費用を組んでございます。

そして手数料ですけれども、GMOの手数料1パーセントを組ませていただいております。その費用が10万円でございます。

そして、13節委託料の代行委託104万4,000円。これは、ふるさとチョイスのトラストバンクの会社の委託料でございまして、手数料率13パーセントの費用となっております。先ほど副町長の方も説明ございましたように、5,000円を2,000件の業務量を委託することになりますので、その13パーセントに消費税をプラスした金額の104万4,000円ということになります。

以上です。

議長（矢野昭三君）

説明、もう一つ。3点の質問でしたね。

じゃあ、情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは、藤本議員の情報推進の委託料に関するご質問にお答えしたいと思います。

まず、債務負担行為ができてるかできてないかというご質問でございますけれども、これは年度年度の予算に分割しておりまして、年度年度の議会にその年度の予算を提案しながらしておりますので、一括して長期の債務負担行為というのは取っておりません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

先ほどのクレジットのがですけど、何でこの2つに分けたのかちょっとよう分からんですが。もう最初からやるんでしたら、ヤフーならヤフーのクレジットでいけると思うんですが。

手続き的にはそんなに難しい問題はないと思ったんですけど、前回のときに4月からということでしたんで、ちょっとよう分からんいうて。

この間、九州へ視察に行ったときですね、それほどクレジット決済に時間かかるかという話をしたところ、すぐにもできるという話でしたので、何でこんなに2つに分けてされるのか、理由をお伺いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、藤本議員のご質問にお答えします。

ヤフー決済の申し込み期限というものがございまして、それに予算的措置が間に合わずに、3月までのクレジット決済はGMOが、申し込み期限がありませんでしたので、GMOを現在利用してございます。

ヤフー決済の方は初期手数料が必要となっておりますので、その費用をここに組まさせていただきます。

GMOとヤフーとの違いは、クレジット会社の取り扱いの数量が違いますので、そこでヤフー決済の方が広くクレジットがありますので、4月からはヤフーで施行してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

11 款の災害復旧の河川 3。

(議場から「そこまで行ってない」との発言あり)

ごめんなさい。

議長 (矢野昭三君)

2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、2 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、3 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、4 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

森君。

10 番 (森 治史君)

雇用があるので、それはどうのこうのと言うつもりはございませんけど。これ、臨時職員さんの賃金で機構対応分ということが記載されてますけど、これはどのような業務に携わる方のことで雇用が。恐らく、この金額からしたら 1 名だと思うんですけど、どのような内容の方の仕事に採用されたかを。

議長 (矢野昭三君)

副町長。

副町長 (松田春喜君)

お答えを致します。

事業所ですね、障がい者雇用というのを推進をしております、障がい者の方の嘱託等の雇用を 1 名といわずですね、ちょっと数名計画をしております来ていただくことになっておりますので、その予算となっております。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

ほか、質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、5 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

森さん。

10 番（森 治史君）

26 ページですけど、3 項の水産業費の中の 19 負担金等がありますが、これは今説明がありまして漁船のエンジンのリースということでしたけど。

これはそれ以外に、ちょっと軽微な魚礁を設置するとかいう、そういうことは含まれずに、すべてエンジンのリースということのここへ組まれた金額でしょうか、573 万 6,000 円というのは。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

森議員の質問にお答えします。

現在、この補助金につきましては、内容は 3 件となっております。

エンジン 1 件、漁船を幅寄せするためのサイドスラスタ 1 件、そして、GPS の液晶プロッター 1 件。この 3 件を保有するようにしています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、6 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

すいません。工事請負費の、道の駅なぶら土佐佐賀の空調効率化対策工事ですけども。

そんなにまだ古くはないと思いますけども、これはどういう工事ながですかね。

ちょっと教えてください。お願いします。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、ご質問にお答え致します。

なぶらの販売所とフードコートの間でございすけれども、天井に近い部分というのが風の通る、外気が通る構造になっておりまして、外気が入ってまいりますと冷暖房の効率が現在少し悪いことになっております。そこをふさいで、効率化を図る目的で整備するものでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、7 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

森君。

10 番 (森 治史君)

がけくずれ対策の方です、ごめんなさい。3 項河川の方で。

これは 200 万組まれておりますが、この場所はどこで、何件の予定されておるのかをお願い致します。

議長 (矢野昭三君)

まちづくり課長。

まちづくり課長 (森田貞男君)

それでは、森議員の質問にお答え致します。

これは県の急傾斜の事業負担金になります。佐賀の川奥のですね、中通り地区というところの負担金でございます。

事業費が 2,000 万円で、その 10 パーセントの負担金となりますので 200 万円を計上させていただいております。

議長 (矢野昭三君)

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、8 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、9 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、12 款の質疑はありませんか。

(議場から発言あり)

暫時休憩します。

休 憩 10 時 37 分

再 開 10 時 39 分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

12 款を元へ返りまして、次に、歳出のうち、11 款の質疑はございませんか。

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

11 款の工事請負費の河川 3 件という説明でしたが、中身、場所は分かりますか。

議長 (矢野昭三君)

建設課長。

建設課長 (今西文明君)

それでは、山崎議員の質問にお答えします。

これは佐賀地区の河川災害でございまして、市野々川、そして久保浦、川奥の衣川となっております。

内容としましては、ブロック積みを現在考えております。

議長 (矢野昭三君)

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうちの11款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、12款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、12款の質疑を終わります。

これで、歳出の質疑を終わります。

次に、第2表繰越明許費についての質疑はありませんか。

藤本君。

3番(藤本岩義君)

これはお願いなのですが、前回も言いましたようにこの繰越明許の所はですね、できれば明細を頂いたら非常にうれしいのですが。

議長の方にお願ひできませんでしょうか。

議長(矢野昭三君)

ただ今、繰越明許費についての質疑でございますので、そのご意見は後ほどですね、委員会の方で。総務ですね、予算は。そちらの方で審議をしていただくようお願いいたします。

なお、本件については執行部の方からもそういう説明資料を議員の方からの求められておりますので、この次の休憩の後ですね、資料を提出するようにお願い致します。

藤本議員、そういうことでよろしいですかね。

それでは会議を開きます。

この第2表繰越明許費についての質疑はほかにございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第2表についての質疑を終わります。

次に、第3表債務負担行為についての質疑はありませんか。

森さん。

10番(森 治史君)

これはリースの事業でありながら、どうして債務負担行為をこう補正して組んでおかないかんがか、ちょっと理由。そのリースやから、そのへんが5年間を必ず借るという約束でリースをするから途中で、それが3年なら3年で、こちらから一方的に解約をした場合の補償のためのあれなのか、そのへんが。

リースやから毎年こうリースリースでいくんやったら、5年間のリースやからということで、どうしてその債務負担行為が挙がってんのか、ちょっと理解ができないんですが。

その理由を教えていただきたいんですが。

議長(矢野昭三君)

住民課長。

住民課長(藤本浩之君)

森議員から質問がございました債務負担行為の必要な理由についてお答え致します。

現在使用しています戸籍総合システムが、本年度末をもって5年間の保守契約の期限を迎えることとなります。保守期限終了後は定期保守契約を結ぶことができませんので、システム障害等が発生して保守料金等が高くなる可能性があります。従いまして、システム自体の老朽化も進んでおりますので、システムの更新も行うこととしております。そのシステム更新の作業が平成27年度中に実施して、平成28年度から新システムを実施するようにしたいというふうに考えてますので、通常の戸籍事務と並行して行うこととなります。

従いまして、戸籍の総合システムのこのブックレス機器更新に関する契約を締結致しまして、それで28年から32年までの5年間で、この1,490万4,000円を分割して支払うということの契約でございます。

議長（矢野昭三君）

ほか、ございませんか。

森さん。

10番（森 治史君）

その分割して契約をしてるという話です。

で、これが5年間はまず、今のお話でいくと27年度までにシステムの更新をして28年度からやっていくことなんですけど、その後の5年間のこの1,490万4,000円という債務負担行為が挙げておりますが。

これは今の説明でいきますと、これを一度に払うんじゃなくて5年間に割って払うから、ここでこういう行為を結んどかなあということなんですけど、通常考えたら、毎年毎年決まったお金を払っていくんやったら何も不都合はないと思うんですけど。これがまあ何か、業者の方としてみたら、その債務負担行為をしておくという事は、何かあったときにも必ず5年間はいけるとかいう。

ちょっと話は古うなりますけど、あかつき館の中で庭をやったときの債務負担行為みたいな契約がまかり出た関係があります。ほんで、10何年間で3年に一遍モニュメントを入れ替えていくというような感じの契約があって、何ですかということをやったがやけど。まあ、そのときに契約書からなかなかで、解約すると裁判所へ持っていかないかんというような一筆が入った関係だけど、まあそれは何とか収まったがですけど。

そういうことがあったもんで、何でこういうリース業、リースをするにかかわらずこの債務負担行為いうことは、こちらが一方的に契約を破棄したときでも、後の2年間は、仮に3年目で破棄があったときにこちらの方から一方的な解約をした場合には、あと2年分払わないかんってくるがやらないかなというように思ったもんですが。そのようなことも含まれての分割ながでしょうか。一遍に払わずに、もうそういうことも含まるんで。

ちょっと、よくまとめてはいませんが、まあリース関係の使用料のその債務負担行為、5年間のというのがちょっと個人的にまだよう理解できないんですが。そういう契約だということで、もうそれで承認せないかんがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

このシステムにつきましては28年度から稼働したいと思いますので、それで27年度中に整備が必要です。そのときに、システムを導入するための費用としまして1,490万4,000円が一時的に要ることとなります。それを27年度では支払わずに、28年度から5年間に分けてお支払いをしていくということでございます。

簡単に言うと、自動車を購入したときに、それを一遍でよう払わないので5年間に分けて分割して払っていくという理屈と似たところがございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

ほか、質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑、ないですね。

質疑なしと認めます。

これで、第3表債務負担行為についての質疑を終わります。

次に、第4表地方債についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第4表についての質疑を終わります。

これで、議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号、平成27年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

山崎君。

4番（山崎正男君）

先ほど、一般会計のことで出そうと思っておりましたが、この予算書の1ページ目のその言葉が1,199万9,000円を増額しという言葉ですが、これは正しいがですね。増額という言葉は、

なぜかいうたらね、一般会計の方が追加になっちゃうがですよ。じゃき、どちらが正しいかなという確認です。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

一般的にですね、追加という表現を使わしていただいておりますけども、国保の方で増額という言葉がありますが意味的には同じですので、同額の追加という意味でご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

これは、書式は地方自治法の関係でも出てますけれど、やっぱり統一せないかんと思いますので。どちらでも読んでよろしいという感覚じゃなしに、どちらかに統一をお願いします。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

今後、こういうこともチェックをしましてですね、統一するようなことのできたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（矢野昭三君）

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 60 号の質疑を終わります。

次に、議案第 61 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 61 号の質疑を終わります。

次に、議案第 65 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 65 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案を、それぞれの常任委員会に付託します。

総務教育常任委員会には、議案第 53 号から議案第 55 号まで、および議案第 58 号。議案第 59 号のうち、歳入全部。歳出のうち、2 款、9 款および 12 款。歳出 3 款のうち、総務教育常任委員会が所管する歳出。第 2 表繰越明許費および第 4 表地方債。議案第 65 号。

以上を、総務教育常任委員会に付託します。

産業建設厚生常任委員会には、議案第 56 号および議案第 57 号。議案第 59 号のうち、歳出 3 款のうち、産業建設厚生常任委員会が所管する歳出。歳出のうち、4 款から 8 款まで、および 11 款。議案第 60 号および議案第 61 号。第 3 表債務負担行為。

以上を、産業建設厚生常任委員会に付託します。

以上のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 10 時 54 分